パナソニック　EW友の会　福祉制度　保険金請求マニュアル

■死亡保険金請求

必要書類	原本 /写し	事故（ケガ）で亡くなられた場合	病気で亡くなられた場合
1 保険金・給付金請求書（所定用紙）	原本	●	●
2 死亡診断書または死体検案書（所定用紙）	写し可	●	●
3 加入者の戸籍抄本（加入者が抹消してあるもの） 加入者の改製原戸籍謄本（戸籍抄本に配偶者記載が無い場合）	原本	●	●
4 受取人の戸籍抄本	原本	●	●
5 受取人の印鑑証明書	原本	●	●
6 事故状況報告書（所定用紙） ※交通事故の場合は交通事故証明書（警察発行）も必要	写し可	●	
7 代表受取人選任届（所定用紙 受取人が複数の場合）	原本	▲	▲

■受取人と戸籍証明書

「この保険の保険金受取人は労働基準法施行規則台 42条～ 45条に定める遺族補償と同順位とします。」と規定されています。
（配偶者→子→養父母→実父母→孫→祖父母→兄弟姉妹　の順）

受取人が配偶者の場合のみ受取人は 1名であることが確定しますが、それ以外の場合は複数人の可能性があります。

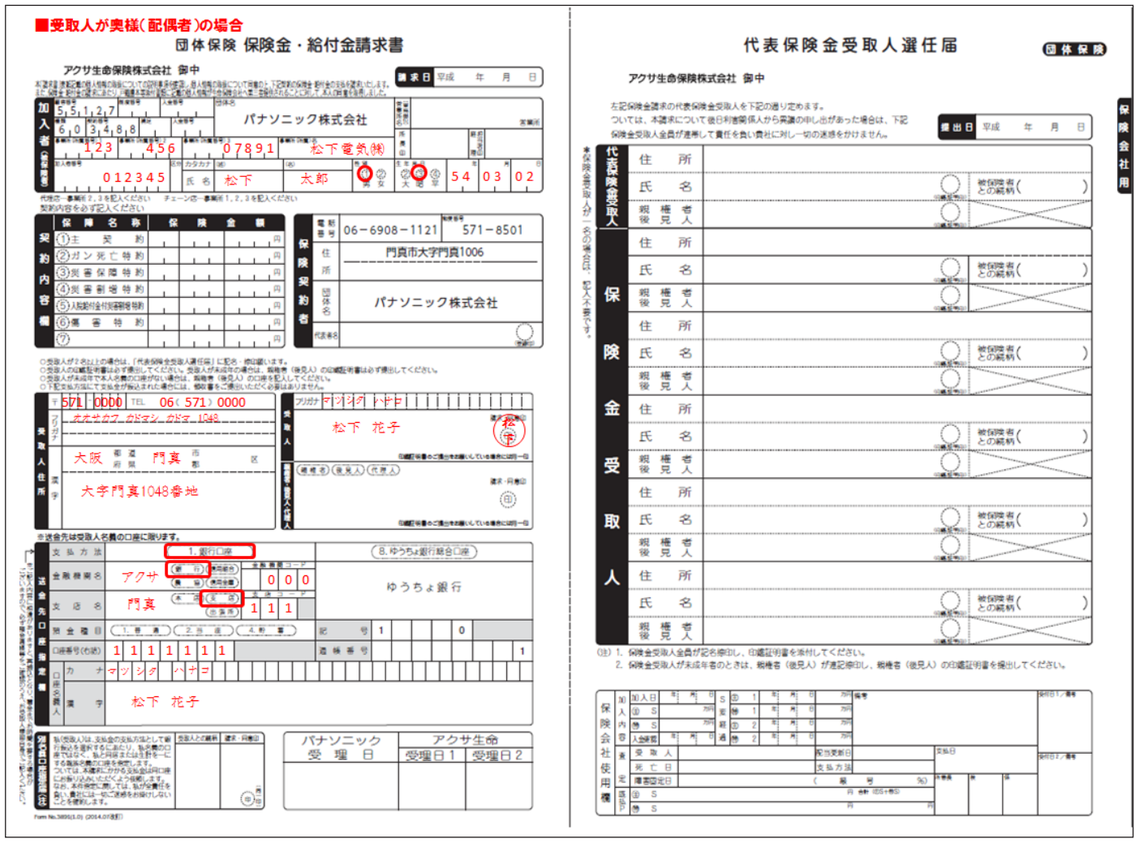

■ご本人戸籍抄本に配偶者の記載が無かった場合

受取人が複数の場合は、全ての受取人が　「保険金代表受取人選任届」に記名・押印する必要があります。
また、「保険金代表受取人選任届」に記名・押印している受取人が全員であることが確認できる戸籍証明書が
必要になります。つまり、ご本人が出生してから亡くなるまでの全ての事項が記録されている戸籍証明書の原本を
添付して保険金請求をしなければなりません。
⇒ご本人の戸籍抄本または謄本（全部事項証明）（死亡による除籍記録があるもの）がベースの証明書類になります。
しかしながら、この戸籍抄本に「配偶者」の記載が無い場合は、「改製原戸籍謄本」等が必要になります。

「改製原戸籍謄本」
戸籍記録の電子化に伴い、現在の戸籍謄本・抄本には「改製年月日」が記載されています。
この「改製年月日」以前に結婚されてお子様が生れ、その後離婚して配偶者と子供が「除籍」されていた場合は現在の戸籍抄本に
その記載はありません。そのため、全てが記録されている改製前の原戸籍（旧の紙の戸籍原本）の写し＝「改製原戸籍謄本」
が必要になります。

■保険金・給付金請求書記入例（受取人複数 -1）

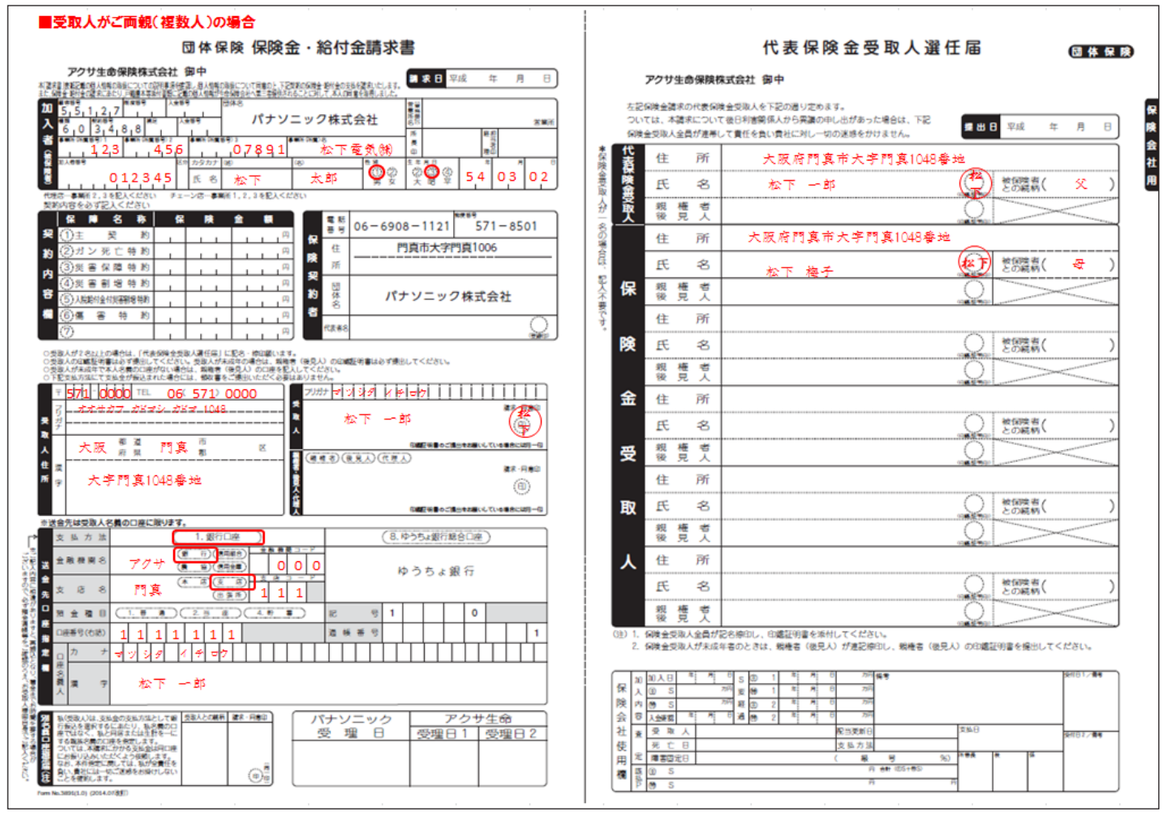

■保険金・給付金請求書記入例（受取人複数 -2）
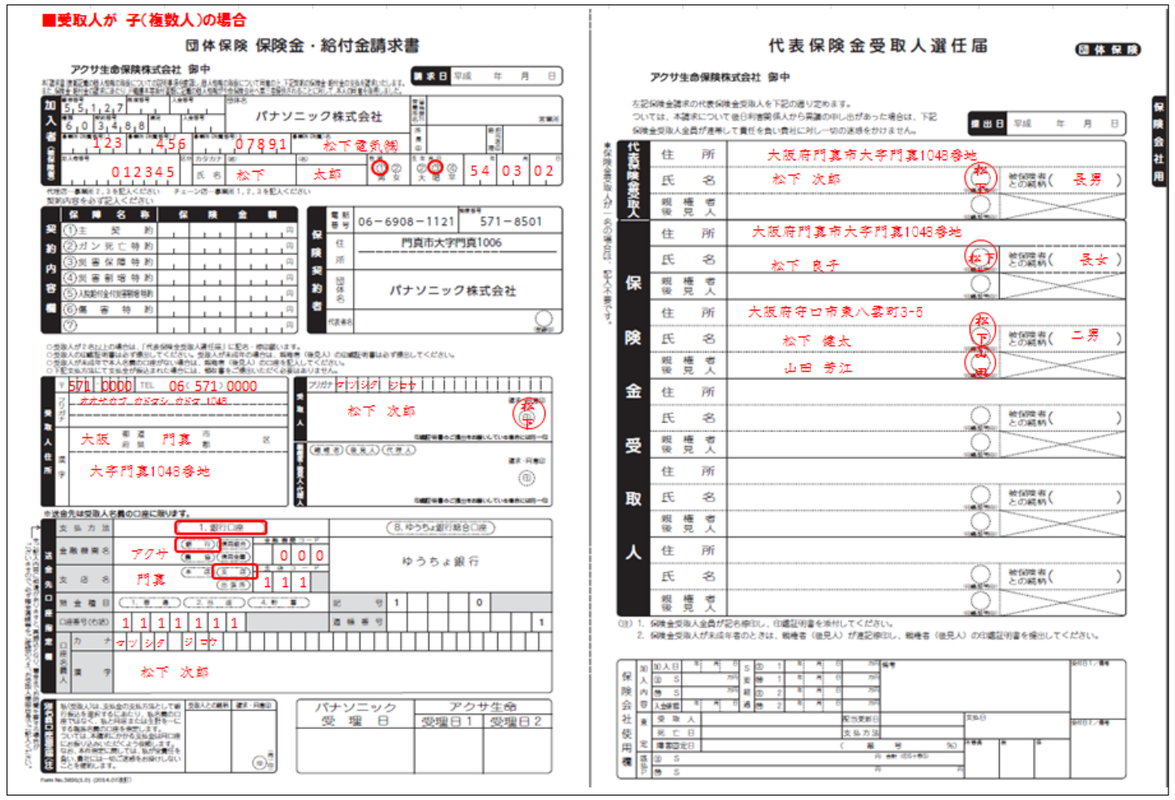
離婚された奥様との間に 3名のお子様があり、内 1名は未成年で親権はお母様にある場合の請求書記入例です。